

# 令和 7 年 11 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 27 日 (木)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 11 月 27 日 (木)

午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 30 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市役所 東館 85 会議室

3 議事及び報告

## (1) 議案

- 議案第 69 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 71 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第 72 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の設定)
- 議案第 73 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の移転)
- 議案第 74 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画  
変更について
- 議案第 75 号 相続税納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について
- 議案第 76 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認  
について
- 議案第 77 号 地域計画の変更について

## (2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
- 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 6 号 現況証明について
- 報告第 7 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1番 伊藤 和弘	2番 岩瀬 宏二	3番 太田由美子
4番 大竹 孝夫	5番 加藤 正雄	6番 小林 和仁
7番 近藤 好幸	8番 佐野恵美子	9番 杉浦 圭志
10番 陶山 哲	11番 高槻 忠道	12番 高部 宏生
13番 中山 信廣	14番 夏目 静男	15番 野口千恵子
16番 彦坂 正志	17番 藤城ひろみ	18番 藤村やすよ
19番 前田 裕子	21番 村田 佳也	22番 村松 桂子
23番 森下 秋吉	24番 山崎 裕通	

6 欠席委員 20番 水野 敏久

7 職務のため出席した者 (事務局)

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和7年11月総会を開会いたします。

陶山会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

陶山代理者 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、水野会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 本日は 20番 水野敏久会長 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願ひいたします。

出席委員は、委員総数24名中 23名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について  
は、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、

議席番号 15 番 野口千恵子委員、同 16 番 彦坂正志委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

石巻本町地内始め2筆の所有権を移転する案件は、申請内容の見直しのため、11月14日に取下願の提出がありました。

番号 1 番の案件について、申請農地である嵩山町地内2筆の農地は、総会までに農地復元の見込みが立たないため申請から取下げこととなりましたので、嵩山町地内1筆のみの申請となります。

番号6番の案件について、経営農地の一部にて雑草が繁茂している状況でしたが、写真の提供により農地復元されたことを確認しております。

番号17番から21番の案件について、当初提出されていた申請書類の面積に誤りがあり、差し替えが生じたため、面積が若干変更となっています。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号5番、9番、12番から21番までの案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、12日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料 1 議案第 69 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 21 番までの 21 件を一括上程いたします。

なお、番号 9 番は杉浦委員が譲渡人での申請者のため「農業委員会等

に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第69号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から21番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号9番の1件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号9番の1件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長 続きまして、番号9番を除く20件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可すること

とに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第70号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第70号、4ページから5ページをお願いします。

番号1番から11番までの11件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号11番は始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号5番から10番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から4番です。

一時転用については、番号7番から11番が該当し、営農型太陽光の案件で10年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委 員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

議 長 「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

- 議長 続きまして 同じく資料1 議案第71号  
「農地転用許可後の事業計画変更 承認願いについて」を議題といたします。番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第71号、6ページをお願いします。  
番号1番から4番については、営農型太陽光発電設備を設置するため令和5年12月15日付で許可を得ておりますが、許可取得後、事業主担当者の度重なる退職による引継ぎ不足といった人員的な問題や、従業員の事業資金横領による資金的な問題から、発電事業および営農の継続が困難となつたため、発電事業者および営農者を変更し対応するものです。  
番号1番から4番についてパネルの配置に軽微な変更はありますが、周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。
- 議長 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。
- 議長 続きまして 別添資料1-2 議案第72号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。  
利用権設定の番号1番から197番までの197件を一括上程いたします。  
なお、番号1番・24番・39番は小林委員が、番号64番は彦坂委員が、番号113番から117番・149番は杉浦委員が取締役を務める法人が、番号134番・171番は高部職務代理者が、番号144番は野口委員の親族がいずれも譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

小林委員・彦坂委員・杉浦委員・高部職務代理者・野口委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 72 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、12月25日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。別添資料1-2をご覧ください。1ページから29ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から扱い手へ利用権を設定する案件が197件404筆、471,668.92m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号1番・24番・39番の3件、番号64番の1件、番号113番から117番・149番の6件、番号134番・171番の2件、番号144番の1件、それ以外の案件と6つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号1番・24番・39番の3件を審議いたします。小林委員は退席してください。

〈小林委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

小林委員は復席してください。

〈小林委員 復席〉

議長 続きまして、番号64番の1件を審議いたします。彦坂委員は退席してください。

〈彦坂委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 异議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

彦坂委員は復席してください。

〈彦坂委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 113 番から 117 番・149 番の 6 件を審議いたします。

杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 异議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 134 番・171 番の 2 件を審議いたします。高部職務代理者は退席してください。

〈高部職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

高部職務代理者は復席してください。

〈高部職務代理者 復席〉

議長 続きまして、番号 144 番の 1 件を審議いたします。野口委員は退席してください。

〈野口委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

野口委員は復席してください。

〈野口委員 復席〉

議長 続きまして、番号 1 番・24 番・39 番・64 番・113 番から 117 番・134 番・144 番・149 番・171 番を除く 184 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 73 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題とした

します。

利用権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第 73 号 農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、30 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 12 月 25 日付で利用権が移転する案件が 5 件 12 筆、23,054.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

高部代理者

利用権を移転する農用地の土地の表示について確認です。番号 1 番及び 5 番に同一の所在地が記載されているが、それぞれ面積が異なっている理由を教えてください。

農業企画課

少しお時間をいただき確認の上、説明させていただきます。

事務局

議長、本議案につきましては一旦質疑を中断させていただき、農業企画課より説明準備が整い次第、質疑再開ということでおろしいでしょうか。

議 長

質疑の中断を認めます。

議 長

続きまして、資料 1 に戻り 議案第 74 号

「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長、議案第 74 号について説明させていただきます。

豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画が 5 件、面積 2,063 m<sup>2</sup>です。

今回の案件につきましては、10月9日の書類説明会において農業委員の皆様方のご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案として提案させていただきます。

除外案件の目的としましては、1番が分家住宅、2番が農家住宅、3番が農家住宅、4番が分家住宅、5番が分家住宅となります。編入案件はありません。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項 及び 第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第1項 第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第75号

「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第75号 8ページから9ページをご覧ください。

議案第75号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この9件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第76号

「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第76号 10ページをご覧ください。

議案第76号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料1-3 議案第77号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第77号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙1-3をご覧ください。

11月12日の書類説明会でご説明したとおり、12月公告分の地域計画について変更の必要が生じましたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7地域において、合計152筆、164,113.78m<sup>2</sup>です。

地域計画からの除外に関する案件は、農振農用地区域からの除外に先立つ案件が4筆2,124m<sup>2</sup>、農地転用の申請に先立つ案件が3筆3,792m<sup>2</sup>、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が2筆195m<sup>2</sup>、耕作者の変更に関する案件は、本人申告に伴う土地・耕作者の追加案件が18筆11,038m<sup>2</sup>、農業用施設の設置に関する案件が1筆455m<sup>2</sup>、農地法3条の許可に伴う案件が21筆16,909.91m<sup>2</sup>、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が114筆132,589.87m<sup>2</sup>、解約による耕作者不在への変更が6筆7,387m<sup>2</sup>です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

- これより採決に入ります。
- 議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
- 議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
- 事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 11ページをお願いします。
- 報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を時効取得により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。
- 次に12ページをお願いします。
- 報告第2号の番号1番から3番までの3件、及び13ページからの報告第3号の番号1番から 18ページ 40番までの40件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
- 次に19ページをお願いします。
- 報告第4号の番号1番から12番までの12件については、農地所有適格法人からの報告です。
- この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。
- すべて要件を満たしていることを確認しました。
- 次に20ページをお願いします。
- 報告第5号の番号1番から 26ページ 44番までの44件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
- 次に27ページをお願いします。
- 報告第6号の番号1番から5番までの5件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、17日付けで証明を行いました。
- なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は畠、2番は宅地、3番は雑種地、4番は雑種地及び畠、5番は宅地及び雑種地及び畠でした。
- 次に28ページをお願いします。

報告第7号の番号1番の1件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号1番は平成9年に住宅として転用届出があった土地ですが、現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、10月28日付で事務局長名で回答しています。

次に29ページをお願いします。

報告第8号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について をご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番について、雲谷町の担当委員である渡辺推進委員にお願いします。

報告は以上です

議長 事務局 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

議長、先ほど質疑を中断させていただきました議案第73号について、農業企画課からの説明準備が整いました。

議長 質疑の再開を認めます。

農業企画課 はい、議長。

ご指摘のありました議案第73号 資料1-2 30ページの件について、番号5番の所在地に誤記がありました。併せて、ご指摘にはありませんでしたが番号3番から5番における利用権の移転をする者の住所にも誤記が判明しました。修正した資料を配布させていただきますのでご確認いただき、改めてご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 事務局におかれましては、今後このようなことが無いよう、総会資料の点検等の徹底をお願いします。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局 (連絡事項)

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 30 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和 7 年 11 月 27 日

議長

(会長職務代理者 陶山 哲)

議事録署名者

(議席番号 15 番 野口千恵子 委員)

議事録署名者

(議席番号 16 番 彦坂 正志 委員)